

令和5年5月12日

保護者各位

帯広市立清川小学校
校長 新津 貴裕

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う教育活動について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本校の教育活動の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、北海道教育委員会や帯広市教育委員会から発出された通知を受け、以下のように教育活動を推進して参りますので、お知らせいたします。

1. マスクの着用について

これまで同様、個人の判断となります。これまで着用をお願いしていた、スクールバス内や給食当番をする際についても個人の判断とします。

なお、今後実施される校外学習については、その都度施設と相談した上で、各学年に周知させていただきます。

2. 出席停止措置について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止期間等は以下の通りです。

- (1) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- (2) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- (3) 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、児童は出席停止の対象とはなりません。

3. 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校せず、体調の回復に努めるようお願いいたします。

⇒これまでは出席停止扱いでしたが、風邪症状等を含む体調不良によるお休みは欠席扱いとなります。

4. その他

この件に関することで、不明点や相談がある場合は、学校まで(60-2035)ご連絡ください。

なお、今後、変更点等がある場合は、速やかに保護者の皆様にお知らせさせていただきます。

また、この後、帯広市教育委員会より出される通知「令和5年度 帯広市学校教育活動についての考え方」に基づき、教育活動を推進させていただきます。